

設備投資等の経費区分	対象	対象外	対象外（共通）	上限	
謝金	専門家謝金	外部講師による従業員向けの研修、導入機器の操作研修等以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる経費節減を目的としたもの ・不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費 ・通常の事業活動に伴う経費 ・法令違反等を是正するための整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得にかかる経費(注8) ・交付決定日前に導入又は実施した経費（発注のみは可） ・所轄労働局長が、生産性向上、労働能率の増進が認められないと判断したもの ・所轄労働局長が、経費の支出が適正でないとして判断したもの ・所轄労働局長が、社会通念上助成が適当でないとして判断したもの ・合算して10万円未満のもの 	1回10万円まで、5回まで	
旅費	公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された専門家旅費、職員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・外国旅費 ・日当 ・宿泊費 ・グリーン車、ビジネスクラス等の副増運賃 			
借損料	<ul style="list-style-type: none"> ・器具機械借料及び損料 ・物品借料及び損料等の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借料 ・当該会計年度に支出しなかったもの 			実施年度に複数年分支払った場合の経費の上限は3年分までのもの
会議費	会議の費用（会場借料、通信運搬費含む）				
雑務役員	受講料等の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・試作・実験費 ・造作費 			
印刷製本費	研修資料、マニュアル等の作成費用				
原材料費	資材購入の費用				
機械装置等購入費	機器・設備類の購入、製作又は改良の費用 自動車購入の場合（注1）の本体以外費用も対象。	<ul style="list-style-type: none"> ・特種用途自動車（ナンバーの車種を表す数字が8で始まるもの）及び福祉車両以外の自動車 ・POSシステム、会計給与システム等の特定業務専用のシステムを稼働させることを目的としないPC、タブレット端末やスマートフォン等(注2) ・老朽化により機能が低下した設備と同等の性能の設備（注3） ・（物価高騰等要件に該当する場合（注4）、注5の例外があります。） ・Webサイトに閲覧者からの質問・問合せを受け付ける機能の付加(注6) 			
造作費	機械装置据付等の費用(注7)				
人材育成・教育訓練費	外部団体が行う人材育成セミナー等の受講費	賃上げに効果的なものとは認められないセミナー等			50万円
経営コンサルティング経費	以下の外部専門家やコンサルタント会社による経営コンサルティング費用 ・中小企業診断士、社会保険労務士、1級・2級ファイナンシャル・プランニング技能士の国家資格を有し、常態として経営コンサルティングを行う者が実施した経営コンサルティング ・金融機関が行う経営相談 ・中小企業経営強化支援法に基づく経営革新等支援機関による経営コンサルティング	人員削減、労働条件の引き下げを内容とするコンサルティング費用			
委託費	調査会社、システム開発会社等への委託費用	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の作成・改正 ・賃金制度の整備 			

注1 検査登録（届出）手続きの代行費、車庫証明手続きの代行費、納車費用、カーペットマット、サンバイザー等通常装備されるオプション装備（法定費用、オーディオ等は対象外）

注2 プリント生地工場における布地印刷用プリンター等、業務用高性能プリンターの導入に必要な周辺機器は対象になり得ます。

注3 単なる買替は対象となりませんが、より高性能な上位機器の導入や機器の増設により生産性の向上、労働能率の増進が認められる場合は対象となります。

注4 要件に該当することを明らかにするための追加書類（物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書および）の提出が必要です。

注5 例外的に対象となるものは、乗員7人以上又は車両価格200万円以下の自動車、PC、タブレットスマートフォン及びその周辺機器（新規購入に限る）

注6 Webサイトに受発注及び決済の両方が可能になるものやWebサイト上で受注機能のみを付加する改修等は対象となります。

注7 例えば 飲食店で、調理場の改修、料理の置き場などを設置する、2階が事務所となっている事業場で、1階玄関に接客感知システムを設置することにより労働者の移動時間が削減され、労働能率の増進が認められる場合は助成の対象となり得ます。

注8 飲食店における食品衛生責任者等は対象外ですが、労働者が特定の業務に従事する上で必須又は有益となる資格（タクシー業における2種免許、建設業における重機の運転資格等）の取得費用は、対象となります。